附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げるこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下この項において「新雇保則」という。）の規定は、当該各号に定める新雇保則第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等（第二号及び第八号において「休業等」という。）、同項第二号ロに規定する出向（以下この項において「出向」という。）、新雇保則附則第十七条の二の二第一項第一号若しくは新雇保則附則第十七条の二の四第二項第一号イ若しくはロの有給休暇又は新雇保則附則第十七条の二の五第二項第一号の休暇について、それぞれ適用する。

一　新雇保則附則第十五条の四の三第三項の規定　令和二年一月二十四日以降に開始した出向

二　新雇保則附則第十五条の四の三第四項及び第五項の規定　令和二年四月一日以降に開始した休業等

三　新雇保則附則第十五条の四の三第八項の規定　令和二年四月一日以降に開始した出向

四　新雇保則附則第十七条の二の二第三項の規定　令和二年四月一日以降に取得した同条第一項第一号の有給休暇

五　新雇保則附則第十七条の二の四第三項の規定　令和二年四月一日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇

六　新雇保則附則第十七条の二の四第五項の規定　令和二年二月二十七日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇

七　新雇保則附則第十七条の二の五第四項の規定　令和二年五月七日以降に取得した同条第二項第一号の休暇

八　新雇保則附則第十七条の五の二及び第十七条の六の四の規定　令和二年四月一日以降に開始した休業等及び出向

（雇用保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和二年四月八日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。 （削る）	**附　則** 1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和二年四月八日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。 2　令和二年四月八日前に開始したこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。